

(事業名)医療給付費の適正化

①実態把握

把握水準が妥当 0 人

把握水準が不十分 8 人

<外部有識者のコメント>

○具体的な事業の費用対効果が見えない部分がある。例えば、処遇改善のために必要な予算額など明確でない。適正化で議論できる論点は他にもいろいろあったのではないか。

○指導・監査を改革の第一に挙げておきながら、その費用及び効果に具体性が全くない。保険者の医療給付費の適正化に係る支出内容が全く見えない。

○医療給付費の適正化がテーマになっているのに、医療給付費の範囲が妥当かどうか議論されていない。

○返還額の理由について調べていない。

○「適正化」事業のレビューであるにも関わらず、医療給付費の国庫負担額を対象としてあげられても論点が全く把握できない。人件費も含めた「適正化」事業のコスト分析が必要。また、「適正化」の内容も明確でない。

○現実的な目標設定がないこと自体が驚きである。例えば、「レセプト医師の処遇の改善」はいつ、何人、どの位の予算規模で可能かが明示されない限り、まともな議論にならない。

○指導・監査の返還理由については、具体的に内容を把握し、対策を検討すべき。資格、外傷、診療内容(投薬含む)、届出内容などの割合が見えないと対応できないと考える。

○柔整師への指導・監査の強化や支払いのあり方を見直した点など評価できる。しかし、被保険者への情報提供の拡大や、医療施設へのモニタリングの強化については、情報の把握が不十分では。また、資金の流れが明確でない。それぞれの事業がどのような資金ソース(保険料なのか、国費なのか)から出ているのか、明らかにした方がよい。

○「指導・監査体制強化」について論点で挙げられているにも関わらず、その部分のコスト・予算が全く示されず。

②事業見直しの余地

コメント結果	事業は継続するが更なる見直しが必要
--------	-------------------

改革案は妥当 0 人		
改革案では不十分 8 人	0 人	事業の廃止(直ちに)
	0 人	事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)
	1 人	国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せる)
	0 人	国が実施する必要なし(民間の判断に任せる)
	1 人	国が実施する必要なし(その他(地方+民間))
	6 人	事業は継続するが、更なる見直しが必要

<とりまとめコメントの概要>

- 指導・監査について、地方との役割分担をさらに見直すべき。
- 指導・監査について、問題点、コストを把握し、どの水準でどこまでやるべきかを精査する必要がある。
- 昨年の事業仕分けを受けて、一部実施に移されているものは評価するが、その他の給付範囲の見直しといった指摘事項に対してどのような状況にあるのか。

<外部有識者のコメント>

○抜き打ちによる適時調査(非医師)の充実により施設基準のみならず、ケアの質(例えば身体拘束)にまで踏み込んだ抑止力が発揮され得る。社会福祉施設の指導・監査と一定部分共通化が図れないか(医療本体は評価できないとしても)。医師確保のための具体的な予算確保策を講じるべき。

○目標年度、必要な費用及び見込み効果、投入される人的リソース、関係団体における必要な取り組み等、具体的に説明すべき。

○昨年の事業仕分けで挙げられた医療給付の範囲の妥当性について検討すべき。ビタミン剤、湿布薬など市販品類似薬を保険外とする方向性の検討。ホテルコスト(入院時の食費)の適正化(引上げ)。

○保険制度の簡素化が前提であるが、指導・監査は都道府県に一本化し、ITを活用した点検を主体とし、抜き打ちで訪問審査を都道府県が行う。

○不適正な診療報酬の事案分析を国が全く行っていないように見受けられる。具体的な問題点を把握の上、政策目標を長期的に策定し、それに向けて具体的な施策を位置づけるべき。まずは事業のコストの把握を行うべき。

○いつもながら課題の全体像の把握ができていないので有効な議論にならない。①目的を決める②現状把握(患者の立場から、現場の立場で見ても)③分析(定量的に)④改善案⑤チェック。

○①施設基準等届出内容の確認を医政局との連携で継続的に行えるよう検討すべきと考える。②査定の充実は必要であるが、加えて、療養担当規則に則った正確な請求が行えるよう、事前の指導に力を入れるべきと考える。

○レセプトチェックの実施状況や不正請求の発生状況について、地域間格差がある理由を明らかにすべき。国保連のレセプトチェックにはどのような問題があるのか、地域医師会からの審査員の推薦等、不透明な人選が行われていないか検討すべきである。

○医療機関へは、患者の大きな信頼があり、その意味でも指導・監査制度の持つ意義を十分認識し、取り組むべき。患者側は公の監視の目に頼るしかない。一方的に指導・監査を実施するだけでなく、そこから現場における課題を吸い上げて、それを国として検討、議論し、更にフィードバックしていくべき。適正受診の推進については、労働者ニーズ、病気の早期発見の観点からも、平日診療時間延長、土日診療の検討を願いたい。